

## 全体構想(案)に対する意見のまとめと対応

整理番号	該当する意見番号	意見のまとめ	修正案での対応	その他
<b>P 6 くぬぎ山地区の成り立ち</b>				
1	27,101	・「くぬぎ山地区」152haのうち、所沢市の大部分の「樹林地」については、三富新田の開拓地割りとして有名な「短冊状の地割り」のヤマであることが確認できる資料がある(明治9年のもの)。よって、「くぬぎ山」には、三富新田の一部が確実に含まれている点を明記する。	趣旨 反映	資料の確認ができ次第対応します。
2	2	「…改変された土地の復元が重要な課題…」を「改変された土地の復元が施設などの移転とともに重要な課題…」とする。	趣旨 反映	施設の移転は、改変された土地の復元の過程に含まれるものと考え、文言は追加していません。
<b>P 25 目標</b>				
3	28,101	・平地林の目標のみ取り上げられているが、平地林が農業や人々の生活のつながりを失なっていったことが、現在の平地林の改廃の原因である。目標1を「平地林と人とのかかわりを永続的な形で取り戻し、ヤマと農とのつながりを再生する」と改める。	趣旨 反映	ヤマと農とのつながりの再生については、目標達成のための取り組み(1)農とのつながりの再生に記載しています。
4	25,100	・目標1に生物多様性を取り戻す…とあるが、「種の多様性」は少なくとも現状の方が豊かであり、雑木林を農用林として再生するなら、樹種、落葉、落枝の中に生棲する昆虫などの生物種は減る。この点、表現に注意した方がよい。	反映	目標1の表現を修正しました。
5	3,11,18,34,38,43,50,64,100,101	・目標3を、改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する。		
6	4	・目標5「生物多様性」のことを独立して入れる(目標1を少し変える)	趣旨 反映	生物多様性については、課題の記述を見直しました。
<b>P 26 ~ 28 目標達成のための取り組み</b>				
7	74	1 1)農とのつながりの再生について 「農」ではなく、「地域の人々の生活」(それが農家かも知れませんが)ではないか。今は「農」とのつながりの再生では、くぬぎ山は救えない。外部から支援(税金投入)するのではなく、農家を含めて地域の人々の生活の中で循環する形になって初めて「循環型」ではないか。	趣旨 反映	循環型農業の支援策の検討を今後進める中で重要な課題であると考えます。
8	76	1 3)ゴミについて 適正に指導する…だけではなく「取り締まり、告発、撤去費用の賠償請求」まで行うべきではないか。	反映	表現を「ゴミなどの不法投棄への対処」に修正します。
9	77	1 4)管理計画について 自然の遷移に委ねる部分を設けるなど全体を「農用林・環境林」と言った画一的な雑木林にするべきではない。また、ボランティアを中心とした作業量を想定した管理計画を策定すべきで、機械力による維持管理は極力排除すべき。	趣旨 反映	1(4)「平地林管理計画の策定」を今後進める中で検討していきたいと考えます。

整理番号	該当する意見番号	意見のまとめ	修正案での対応 その他	
10	73,81	近郊緑地特別保全地域の指定は、くぬぎ山地区の自然再生のためにも有効な制度である。	趣旨反映	近郊緑地特別保全地域も「緑地保全制度」の一つであり、「緑地保全制度の導入」に含まれるものと考えます。
11	101	P26の2「…処理・活用などの観点から困難である。」とあるが、最初から困難であるというような書き方はやめてほしい。また、2の最後「…コーディネートを行い自然環境に関心の高い住民やNPO…」とあるが、自然環境に関心の高い人だけかと区切ってしまう。元々ここは農用林なので“農用林的な”という事も入れてほしい。	趣旨反映	趣旨を踏まえて表現を修正しました。
12	79	2 2)土地所有者が平地林を維持していけるしくみの構築 国は「物納地」を環境林として保有し続けるべきだ。	趣旨反映	2(2)「土地所有者が平地林を維持していけるしくみの構築」を今後進める中で対応を検討したいと考えます。
13	39	・買い取りの財源の確保について、協議会は県、自治体、国に対して配慮するようにということを盛り込むべき。	趣旨反映	「資金の確保」について追加しました。
14	80	2 3)トラストによる平地林の保全 市民の資金だけではなく、公的資金を投入し「基金」を積み立てるべきだ。		
15	58	・行政は財源の手当等を努力する義務があるのではないか。		
16	40	・くぬぎ山の現在の雑木林を再生保全する時に、地権者は自己の土地をどのような形態の雑木林にして欲しいのかアンケート調査を実施すべきだ。	趣旨反映	1(4)「平地林管理計画の策定」を今後進める中で検討していきたいと考えます。
17	45	平地林の50年後の将来像としては樹林地の消失・減少が始まり出す以前の1960年代の状態に復元すべきであると考えます。	反映	目標の前文に反映させました。
18	5	P27 3(1)「…移転の機会をとらえて…」を「移転を図り、跡地…」とすべき。		
19	7,12,16,20,31,44,54,56,64,68,81,86,88,92,100,101	P27 3(1)「非樹林地に立地する施設等の移転の機会をとらえて」を「変更地の施設(産廃、資材置き場、残土、廃屋)を都市公園法を用いて、移転誘導し、良好な平地林を再生する」とすべき。		
20	49	P27 3(1)「…移転の機会をとらえて、…」を「…地権者の意向を尊重し、積極的に移転を誘導し…」とすべき。		
21	6,15,19,42,44,46,55,60,63,69,78,85,91	・くぬぎ山地区152.4haの中にある平地林を全域に特別緑地保全地区に指定すべきである。	反映せず	「緑地保全制度の導入」の具体的な内容については、実施計画の中で具体化する内容であり、全体構想の範囲外と考えます。
22	51	・くぬぎ山地区全域について特別緑地保全地区に指定せよとの意見は、緑地保全地区制度の理解不足によるものと思う。この制度は良好な自然環境を形成している緑地を保全するためのもので、失われた緑地を回復させるところまではカバーしていない。 緑地の創生や回復には都市公園制度があるが、これを地区内のどの範囲に適用するかや、どのような公園にするかなど、具体化にあたっては詳細な検討や調整が必要になる。	趣旨反映	事業手法については、実施計画の中で具体化する内容であると考えます。

整理番号	該当する意見番号	意見のまとめ	修正案での対応 その他	
23	52,68	・事業実施段階では、地区内の一般住宅のほかに清掃工場、老人福祉センターなどの公共施設や産廃施設、資材置き場などが散在しており、移転誘導に限らず、残置する施設の周辺環境との調和をどう図るかなどの課題が山積している。 したがって、緑地保全や都市公園制度のみではなく、さまざまな制度を駆使して自然再生を進めつつ、既存施設との調和や融合を図っていくことが重要と考える。	趣旨 反映	事業手法については、実施計画の中で具体化する内容であると考えます。
24	82	4 1)環境学習の場としての活用方式の検討 教育機関は県内だけでなく広く都内の公立、私立学校との連携、社会人教育(成人、高齢者を問わず)、公民館活動、自治会などとの連携を通じて自然を守る「心」を創る学習の場としての活用方法を検討する。	趣旨 反映	4(1)「環境学習の場としての活用方式の検討」を今後進める中で検討していきたいと考えます。
25	83	4 3)森林資源の有効活用 国の政策として、全国の森林資源の活用が課題と考える。このシステムの構築はまず国が積極的に進めるべき。	趣旨 反映	4(3)「森林資源の有効活用」を今後進める中で検討していきたいと考えます。
26	84	・トラスト資金、環境税の導入等広く県民の理解を得る必要がある。	趣旨 反映	自然再生の取り組みを続けていくためには、今後進めるべきものと考えます。
27	71,90	・自然を愛し育み育てる『心』を持った人を創る必要がある。	趣旨 反映	4(1)「環境学習の場としての活用方式の検討」を今後進める中で検討していきたいと考えます。
<b>P30 役割分担</b>				
28	30,101	P30 役割分担 の1「平地林の荒廃を抑制するために について P26の取り組みの部分では、「(1)農とのつながりの再生」ということが書かれているのに、P30の役割分担表では書かれていないのはおかしい。	反映	現在提出されている具体的な取り組みに基づき、整理しました。
29	29	P30 役割分担 の 5 共通の取り組みについて 生物調査やモニタリングは、自然再生事業において、その方向性を科学的に裏付ける、重要な指標・データの調査である。正確で、客観的なデータが求められる科学的な分野であり、生態学などの専門家(学識経験者)や、それなりの機関が行うことが不可欠である。	反映	
30	13,17,21,32,48,59,62,65,70,75,87,93	・ボランティア登録制度の導入は、県市町も分担すべき。	反映 せず	
31	41	・ボランティアの組織化が必要です。これは民間がきちんと対応すべき問題です。県または自治体は、ボランティア組織に対しては最小限の資金的補助にとどめるべきです。	趣旨 反映	1(2)「平地林管理の新たなしくみの構築」を今後進める中で検討していきたいと考えます。
<b>その他</b>				
32	1	・第1章の前に前文として「この事業の経緯・意義等」を表題なしに、犬井会長に書いていただく。(三富との関わりが抜けたことは残念です。歴史的事実に即して何らかの記述が必要です。)	趣旨 反映	
33	10	・くぬぎ山を再生することには、この委員会出席の人は全て賛成なはずと考える。各意見を分別し、段階的に行うことを明示してほしい。	趣旨 反映	「目標達成のための取り組み」の構成にできるだけ反映しました。

整理番号	該当する意見番号	意見のまとめ	修正案での対応 その他
34	14,46,72	・くぬぎ山の自然破壊は行政の施策の失敗が原因であり、産業廃棄物施設の設置も県が許可した責任もあります。故にこの事業に関して最大限の行政の力を結集し、一日も早い実施を行うべきと考えております。	趣旨反映 行政の役割については、「役割分担」に示しています。

### その他協議会の運営に関する意見

整理番号	該当する意見番号	意見のまとめ
40	16,22,33,47,57,61,89	・都市公園法の窓口となる土木部もこの協議会に参加されるよう要請します。
41	26	・地権者の話、意見をよく聞き、理解し、協力を得る気持ちで会の運営をしたい。
42	36	・「権益を持ってもない者が、あれこれ言って地権者の権益を左右していこうとしている」という憤懣・懸念がわだかまっていると思われるので、地権者の真意をあらためて確認したい。
43	9	・この会で事業者というのは、産業廃棄物業者と我々工場を経営している者と同じに思っているようです。これは迷惑な話だ。
44	53	・地主と市民とがうまく共生していく姿に手を貸していくのが行政の役目ではないかと思
45	67	くぬぎ山地区自然再生『全体構想』は、今、私達が思い描く『100年後、200年後のくぬぎ山の自然、雑木林』はどうあって欲しいのか、その姿を想定して、今私達が何をすべきか、何をしておくべきかを考える自然再生協議会でありたい。
46	8,23,94	・今回三芳町が、石坂産業に土地を譲渡したとの話については、驚きと怒りを感じます。今自然再生事業が行われようとしている最中に、行政自らこのようなことをしていることにあきれてものも言えません。市民をバカにしているにもほどがあると思い、断固抗議しま
47	37	・意見書と取組及び役割の回答を出していない委員は、すみやかに提出するように委員長は督促してほしい。
48	66	三富については再生・保全小委員会でも議論されたということで未消化に終わったように思う。したがって今後全体構想などのように両者に関する議事の場合は管理・活用小委員会だけでなく再生・保全小委員会への出席も希望したい。